

# 利用目的限定型業務用BGMサービス (Sound Design サービス) 規約

## (規約の適用)

第1条 株式会社USEN(以下「当社」といいます。)は、利用目的限定型業務用BGMサービス規約(以下「本規約」といいます。)を定め、これによりBGMサービスとコーディネートサービスを組み合わせたSDサービス(第2条に定義します。)を提供します。

## (用語の定義)

第2条 本規約において使用する用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
① 業務用BGM約款	当社が別途定める業務用BGMサービス契約約款
② 業務用BGM契約	業務用BGM約款に基づくBGMサービスの提供を受けるために、業務用BGM約款に同意の上当社に申込み、当社が承諾することで成立する契約(但し、BGMサービスの提供に係る契約は除きます)
③ SDサービス	当社がBGMサービスとコーディネートサービスをSD契約者の利用目的に合わせて組み合わせて提供するサービスの総称
④ SDタイプ※	SDサービスの利用目的ごとに定めるSDサービスのタイプの総称
⑤ SDコース	SDサービスの提供内容が異なるSDタイプごとに定めるコースの総称
⑥ BGMサービス	当社とSD契約を締結した者が業務用BGM約款に定めるSD MIXを受信できる業務用有料BGMサービス
⑦ SD番組	BGMサービスの番組の一部としてSDタイプの利用目的に合わせて当社が予め定めた番組の集まりの名称
⑧ SDオプション番組	BGMサービスの番組の一部としてSD契約者がSDコースに追加して申込みできる番組の集まりの総称
⑨ コーディネートサービス	当社がSD契約者の利用目的に合わせて本プログラムを作成するサービス
⑩ SD契約	SDサービスの提供を受けるために、本規約に同意のうえ、当社に申込み、当社が承諾することで成立する契約
⑪ SD契約者	当社とSD契約を締結した者
⑫ SD申込者	当社にSD契約の申込みをする者
⑬ SD利用場所	SD契約に基づきSDサービスの提供を受ける設備又は施設等の場所
⑭ SD申込書	当社にSD契約の申込みをする時に当社所定の情報を通知するために用いる書面
⑮ SD申込	SD申込者がSD申込書にてSD契約の締結意思を表示する行為
⑯ 本プログラム	曜日および時刻ならびに放送の開始休止、チャンネル、および音量などを指定して自動的にチューナーを設定するプログラム

※SDタイプは、現在 for OFFICE のみを提供します。

#### (規約の変更)

第3条 当社は、本規約(別紙1 特則および別紙2 料金表を含みます。)を改定することがあります。この場合においてSD契約者は、当該改定日をもって変更後の規約(別紙1 特則および別紙2 料金表を含みます。)の適用を受けるものとします。

#### (業務用BGM約款の適用)

第4条 SD契約には、業務用BGM約款の定めを下表のとおり本規約での用語に読み替えて適用するものとします。但し、本規約に業務用BGM約款と抵触する定めがある場合、本規約の定めを業務用BGM約款に優先して適用するものとします。

業務用BGM約款での用語	業務用BGM約款規定条項	本規約での用語
本サービス	第9条から第12条まで	BGMサービス
	第9条から第12条まで以外	SDサービス
本コース (SD MIX)	第9条から第12条まで以外	BGMサービス
有料放送契約	全ての条項	SD契約
加入者	全ての条項	SD契約者
加入申込者	全ての条項	SD申込者
対象店舗	全ての条項	SD利用場所
加入申込書	全ての条項	SD申込書
加入申込	全ての条項	SD申込

#### (提供地域)

第5条 SDサービスは、その提供地域に制限があります。当社は、提供地域を随時変更するものとし、詳細は当社のホームページに掲載します。

#### (特則)

第6条 SD契約に係る特則を別紙1 特則にて規定するものとします。

#### (料金および支払)

第7条 SD契約者は、当社が別紙2 料金表に規定する初期費用、利用料およびその他費用を当社に支払うものとします。

- 2 当社は、前項に基づく初期費用、利用料、およびその他費用を、SD申込時にSD申込者に通知するものとします。
- 3 当社は、SD契約者より支払われた初期費用、利用料、およびその他費用を本約款に特段の規定がある場合を除き、返還いたしません。
- 4 SD契約者は、各種手続きの実施を申請する場合、業務用BGM約款に定める手数料を支払うものとします。
- 5 SD契約者は、第2条の定めに従い本規約が改定され、利用料の改定が行なわれた場合、既に支払った利用料(以下「前払い利用料」といいます。)と改定された利用料との過不足を当社からの請求に従い改定後利用料の適用開始日の属する月の末日までに精算するものとします。なお、利用料の値下げの改定の場合、前払い利用料の余剰は、次回以降の利用料の支払いの一部に充当し、債権債務が対当額をもってそれぞれの発生日にて相殺されることをSD契約者、当社は予め合意するものとします。
- 6 SD契約者からの申出により、SDサービスのSDコースの種類を変更した場合およ

びSDオプション番組の変更をした場合の前払い利用料と変更後の利用料との過不足についても、前項と同様の扱いとします。

以上 全7条

## 別紙1 特則

### 1. 通則

#### 1) 契約の変更

SD契約及び業務用BGM契約は、次の各号の定めに従う限りにおいて契約の変更ができるものとします。

##### ①業務用BGM契約からの契約変更

業務用BGM契約を締結している者が当該契約に定めるチューナーを設置している場所と同じ場所をSD利用場所とするSD契約への契約変更を希望し、業務用BGM約款に定める契約変更手数料を支払うことにより業務用BGM契約をSD契約に変更することができます。但し、当該変更によってチューナーの変更が必要な場合、当該契約変更を希望する者は、当該契約変更手数料に加え、業務用BGM約款に定めるチューナー変更手数料を当社に支払うものとします。なお、業務用BGM契約に定める契約期間は、新たに締結されるSD契約に引き継がれるものとします。

##### ②業務用BGM契約への契約変更

SD契約者がSD利用場所と同じ場所をチューナーの設置場所とする業務用BGM契約への契約変更を希望し、業務用BGM約款に定める契約変更手数料を支払うことによりSD契約を業務用BGM契約に変更することができます。但し、当該変更によってチューナーの変更が必要な場合、当該契約変更を希望する者は、当該契約変更手数料に加え、業務用BGM約款に定めるチューナー変更手数料を当社に支払うものとします。なお、SD契約に定める契約期間は、新たに締結される業務用BGM契約に引き継がれるものとします。

#### 2) BGMサービスの提供

SD申込者が当社にSDサービスの申込みをした場合、当社は、当該申込みを業務用BGM契約に定める本コースのSD MIX が申込まれたものとして取り扱うものとします。

#### 3) SDオプション番組の提供

当社は、SD契約者に対し、次の各号の定めに従いSDオプション番組を提供します。

①SDオプション番組は、SD契約者がその提供を希望し、かつ当社所定の方法により申込みをすることにより、提供を受けることができるものとします。

②SDオプション番組は、SD契約者がその終了を希望し、かつ当社所定の方法により申込みをすることにより、提供を終了することができるものとします。

③SDオプション番組の提供開始または終了は、月単位で行うものとし、同月内での変更はできないものとします。

#### 4) コーディネートサービスの提供

当社は、SD契約者に対し、次の各号の定めに従いコーディネートサービスを提供します。

①コーディネートサービスは、SD契約者がその提供を希望し、かつ当社所定の方法により申込みをすることにより、提供を受けることができるものとします。

②前号に基づきコーディネートサービスの申込みを受けた当社は、i) 社員又は当社が業務を委託した者をSD利用場所に派遣する方法、またはii) 電話若しくは/および電子メールを使用する方法、のいずれかの方法にてSD契約者の利用目的、利用場所の環境等を調査し、本プログラムを作成します。

③前号の定めに従い作成した本プログラムは、当社社員またはSD契約者がSD利用場所に設

置されたチューナーに設定をするものとします。

- ④前号の定めに従い設定をした本プログラムは、SD契約者が自ら変更をすることができるものとします。なお、当該変更を当社に依頼する場合、SD契約者は改めてコーディネートサービスを申込みものとします。
- ⑤コーディネートサービスは、SD利用場所以外の場所または一時提供休止期間中に申込みをすることができないものとします。

## 5) 免責

当社は、次の各号に定める場合において、コーディネートサービスに係る料金返還、損害賠償および復旧等の責任をSD契約者に対し何ら負わず、SD契約者は、予めこれを承諾するものとします。

- ①SD契約者が期待するSDサービスの効果、または利用目的が達成されない場合
- ②SD契約者がコーディネートサービスの定期利用を所定の期間内に所定の回数申込みをしない場合
- ③当社が作成した本プログラムをSD契約者が変更した場合

## 2. SDタイプ「Sound Design for OFFICE」に係る特則

### 1) 主な利用目的

当社は、『オフィスワーカーの仕事効率の向上、コミュニケーション活性化の促進、従業員のストレス緩和』を主な利用目的としたSDタイプの本サービスを「Sound Design for OFFICE」と呼称します。

### 2) 利用場所の例示

SDサービスは、Sound Design for OFFICEの主な利用目的と合致する利用場所においてのみ提供するものとし、下表に当該利用場所を例示します。なお、当該例示されていない場所においてもその場所における利用が当該主な利用目的と合致していると当社が認めた場合は、この限りではありません。

場所の例示
オフィス
官公庁
工場
医療・福祉施設
教育施設

### 3) SDコース

- ①Sound Design for OFFICEには、下表のとおり提供内容が異なる次のSDコースがあります。

項目		Green	White	Green (EZ)	White (EZ)
BGMサービス	SD番組	全てのSD契約者が受信できるfor OFFICE向け基本番組	同左	同左	同左
コメント	コメント	提供しません	提供しません	専用のコメント	専用のコメント

サービス	チャイム機能			カードを提供	カードを提供
コーディネートサービス	定期利用※3	年※1 2回まで無料で提供	提供しません	年※1 2回まで無料で提供	提供しません
	スポット利用※4	定期利用の回数を超えて提供を希望する都度申込みが必要	提供を希望する都度申込みが必要	定期利用の回数を超えて提供を希望する都度申込みが必要	提供を希望する都度申込みが必要

※1：年とは、BGMサービスの受信を開始した日を起点とした1年間とします。

なお、GreenからWhiteへSDコースを変更したSD契約者は、当該変更をした時点で、コーディネートサービスの定期利用が受けられないものとします。

※2：契約変更手数料は、業務用BGM約款に定めます。

※3：定期利用には、BGMサービスの受信開始と同時に使用する本プログラムの作成は、含みません。BGMサービスの受信開始と同時に本プログラムの作成を当社に依頼するSD契約者は、SD申込書でスポット利用を申込み、初期費用に加えてスポット利用料を支払う必要があります。

※4：スポット利用に関しましては、SD MIX 以外に業務用BGM約款に定めるMPX-1チューナーにて受信できる番組に関してもコーディネートサービスが受けられるものとします。

②SDコースの変更を希望するSD契約者は、当社所定の方法により、変更を希望するSDコースおよび変更をする日を当社に通知し、業務用BGM約款に定める契約変更手数料を支払うことによりSDコースを変更することができます。また、利用料は、SDコース変更をした月の翌月分から変更後のSDコースの利用料が適用されるものとします。

## 別紙2 料金表

### 1. 通則

#### ① 利用料の日割計算

当社は、利用料の日割計算を行いません。SD契約者は、利用開始日の属する月の翌月1日から本サービスの提供を終了した日の属する月の末日までの利用料を当社に支払うものとします。

#### ② 消費税および地方消費税の加算

本規約の規定による利用料その他債務の支払いを要するものとされている額は、特段の定めのない限り、料金表に定める額に消費税および地方消費税を加算した額とします。

#### ③ 端数処理

当社は、利用料その他計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てます。

#### ④ 料金改定

当社は、本料金表の定めを改定する1ヶ月前までにSD契約者に対し通知をすることにより改定できるものとします。

### 2. SDタイプ「Sound Design for OFFICE」に係る料金

SDサービスにおける初期費用および利用料は、下表のとおりとします。

項目		単位	Green	White	Green (EZ)	White (EZ)
初期費用	サービス加入料 <sup>※1</sup>	1台	30,000円	30,000円	90,000円	90,000円
利用料	SDコース月額費用	月額	9,000円	5,000円	10,000円	6,000円
	SDオプション番組月額費用	月額	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
	スポット利用料	1回	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
	スポット利用料(遠隔対応) <sup>※2</sup>	1回	提供しません	30,000円	提供しません	30,000円

※1：サービス加入料は、業務用BGM契約を締結している者が、SD契約に契約を変更した場合は、発生しません。

※2：本プログラムを作成するための調査に関して、電話および電子メールを使用した場合の利用料となります。

以上

附則

1. 2013年2月7日施行
2. 2013年10月1日改定
  - (1) 料金表「SDオプション番組」を追加しました。
3. 2014年7月1日改定
  - (1) 別紙1特則『2.SDタイプ「Sound Design for OFFICE」に係る特則』3) SDコースに、SDコースを追加しました。
  - (2) 上記に伴い、別紙2料金表『2.SDタイプ「Sound Design for OFFICE」に係る料金』に追加しました。
4. 2016年3月1日改定
  - (1) 別紙2料金表『2.SDタイプ「Sound Design for OFFICE」に係る料金』のSDオプション番組月額費用を変更しました。
5. 2017年10月1日改定
  - (1) 別紙1特則5) ②に遠隔対応を追加しました。
  - (2) 別紙1特則3) ①にスポット利用を追加しました。
  - (3) 上記に伴い、別紙2料金表『2.SDタイプ「Sound Design for OFFICE」に係る料金』に追加しました。
6. 2019年4月1日改定
  - (1) 「SDセレクト番組」を削除しました。

以上